

## 【添付資料4 管理・主任担当技術者・協力者】

### ■ 設計及び監理業務における管理技術者及び主任担当技術者

受注者は、設計及び監理業務の遂行に当たり、管理技術者及び主任担当技術者を選定すること。

#### (1) 設計管理技術者及び監理業務管理技術者

設計管理技術者及び監理業務管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他法人である場合にあっては、当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士
- ・ 8年以上実務経験（建築士法施行規則第1条の2に定める内容をいう。以下同じ。）を有すること。
- ・ 管理技術者は、建築（総合）分野の主任担当技術者を兼務してよいこととする。

#### (2) 設計主任担当技術者及び監理業務主任担当技術者

① 設計主任担当技術者及び監理業務主任担当技術者は、次の分担業務分野に配置するものとする。

- ・ 建築（総合）
- ・ 建築（構造）
- ・ 電気設備
- ・ 機械設備

② 設計主任担当技術者及び監理業務主任担当技術者の資格要件は次による。なお、受注者が会社その他法人である場合にあっては、当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ・ 8年以上の実務経験を有すること。

③ 設計主任担当技術者及び監理業務主任担当技術者は、次の分担業務分野を兼務してよいこととする。

- ・ 建築（総合）と建築（構造）
- ・ 電気設備と機械設備

#### (3) 協力者【電気・機械設備を再委託する場合】

協力者の資格要件は次による。

- ・ 以下のうち分担業務分野に係るいずれかの資格を有すること。
  - a 設備設計一級建築士
  - b 建築設備士
  - c 技術士
  - d 空気調和衛生工学会設備士
  - e 1級電気工事施工管理技士

f 1級管工事施工管理技士

g 第1・2・3種電気主任技術者

- ・ 8年以上の実務経験を有すること。

(4) 協力者【建築を再委託する場合】

協力者の資格要件は次による。

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士
- ・ 8年以上の実務経験を有すること。